

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊大村駐屯地
第363会計隊大村派遣隊長 新谷 国洋

下記のとおり、一般競争入札実施します。

記

1 競争入札に付する事項

件 名	規 格	数量等
鉄屑 ほか1件	内訳書のとおり	

2 入札参加資格

- 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」格付「D」以上の競争参加資格を有する者。ただし、契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りではない。
- 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している業者でないこと。

3 入札執行の場所及び日時

- 入札執行の場所： 陸上自衛隊大村駐屯地会計隊事務室
- 日 時： 令和8年5月25日(月) 10時00分

4 現場確認

鉄屑等の重量及び品質等の確認が必要な場合は、令和8年5月11日（月）～令和8年5月20日（水）の期間において「16 問い合わせ先」に連絡されたい。

5 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊大村駐屯地 第363会計隊大村派遣隊契約班、陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

6 落札決定方法

- 総品目総額（消費税抜き）とし、総品目総額（消費税抜き）が当隊所定の予定価格以上の最高額入札者を落札者とする。なお、落札となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 総品目総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 引取（引渡）及び代金納付期限

- 引取（引渡）期限： 代金納付の日から5日以内（令和8年7月31日（金）までに搬出）
- 代金納付期限： 令和8年7月31日（金）

9 搬出場所

陸上自衛隊大村駐屯地

- 10 入札保証金
免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- 11 契約保証金
免除。ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- 12 入札の無効
- (1) 電信電話及びFAXによる入札は認めない。
 - (2) 入札参加資格のない者、又は参加制限されている者が行った入札
 - (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
 - (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
 - (5) その他入札に関する条項に違反した入札
- 13 契約書の作成
- (1) 落札決定後、契約書を作成する。
 - (2) 適用する契約条項
「不用物品売払契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
- 14 公告の掲示場所
陸上自衛隊大村駐屯地、陸上自衛隊相浦駐屯地、陸上自衛隊竹松駐屯地、海自大村航空基地、大村市・諫早市・佐世保市・長崎市の各商工会議所、陸上自衛隊西部方面会計隊公式ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae>)
- 15 その他
- (1) 入札参加希望者は、令和8年5月22日（金）12時00分までに「16 問い合わせ先」の会計隊まで連絡先を明記した書類を添えて競争参加資格審査結果通知書（写）を提出（FAX可）すること。資格確認後、入札書等の必要書類をFAX又はメールにより送付する。
 - (2) 入札関係委任を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
 - (3) 郵便による入札の場合は、令和8年5月25日（月）9時00分までに必着すること。
なお、送付後第363会計隊大村派遣隊契約班へ電話連絡すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度入札なった場合は別途連絡する。
 - (4) 契約条項・入札等心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨を入札書に付記するものとする。
 - (5) 落札業者については、落札後速やかに誓約書（契約した鉄屑を復元して再利用しない趣旨の内容）の提出をするものとする。
 - (6) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
 - (7) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
 - (8) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
 - (9) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
 - (10) 市場価格調査を実施する場合があります。その際はご協力お願い致します。

16 問い合わせ先

〒856-8516 長崎県大村市西乾馬場町416 陸上自衛隊大村駐屯地

入札に関する事項：第363会計隊大村派遣隊 契約班（担当：新谷（美））

TEL：0957-52-2131（内347）

FAX：0957-52-2131（内344）

メール：363fin_omuradet_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp

物品に関する事項：業務隊補給科補給班（担当：河野）

TEL：0957-52-2131（内380）

FAX：0957-52-2131（内319）

[illegible]